

令和2年5月11日(令和2年(2020年)度第8号)



全国保育士会委員ニュース

本ニュースは、全国保育士会委員、顧問、監事、都道府県・指定都市保育士会事務局に送付しています。

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国保育士会事務局

〒100-8980
千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル
TEL 03-3581-6503
FAX 03-3581-6509
Mail hoikushikai@shakyo.or.jp
http://www.z-hoikushikai.com

<ニュースの内容>

- 各地の保育所等の取り組み ～静岡県焼津市の状況と取り組み
- 「社会福祉施設における衛生管理について（平成9年3月31日付け社援施第65号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長・社会・援護局施設人材課長・老人保健福祉局老人福祉計画課長・児童家庭局企画課長連名通知）」等に関するQ&Aについて（厚生労働省）
- 「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う社会福祉法人の運営に関する取扱いについて（その2）」に関するQ&Aの送付について（厚生労働省）
- 「子どもの見守り強化アクションプラン」の実施について（厚生労働省）

◆ 各地の保育所等の取り組み ～静岡県焼津市の状況と取り組み～

今号の「全国保育士会委員ニュース」では、全国保育士会 村松幹子 会長より、村松会長が園長を務めるたかくさ保育園がある静岡県焼津市の状況と保育所等の取り組みをご報告いただきます。

焼津市の状況

4月16日（木）に緊急事態宣言の対象が全国に拡大され、焼津市も緊急事態措置を実施すべき区域に指定されたことを受け、焼津市から、民間保育園組織の代表に、民間保育園の対応についての相談がありました。既に公立保育園は登園自粛と決定していたため、民間保育園もそれに合わせるという方針が決まりました。

その方針を受け、4月21日（火）から5月6日（水）までの間、感染防止のため、登園を控えるようにという、焼津市による保護者あての自粛要請のお願いの文書が発出されました。ここには保育料の減額の対応についても記載されました。

その後、緊急事態宣言の延長を受け、5月6日（水）に、5月20日（水）までの登園自粛の延長が決定し、同じように保護者あて文書が発出されました。ここには給食費の考え方が示され、市内の全保育園で4月21日から5月20日までの期間、保育料と同様、減額をするということが決定されています。

たかくさ保育園の状況と取り組み

登園自粛が始まって、当園では多い時で約3割、少ない時で約2割の利用があります。勤務が終了したと言って早くにお迎えに来られる方も見られるようになりました。給食は毎日提供していますが、食材の発注の都合上、5月7日以降の利用については保護者から申し出を受けるようにしています。また、7時から19時までの延長保育を利用している子どもは通常よりも若干少なくなっています。

密を避けることができない保育園において、保育士は常に緊張感と感染リスクの不安を抱えながら保育を実施していますが、園での生活は、通常の保育で展開されている日課や保育計画を丁寧に展開しています。また、清掃、消毒等、衛生管理を徹底しています。

併設されている子育て支援センターも現在、休所中です。その中でできることをと考え、ジャンルを問わない「子育てワンポイント情報」をSNSや保育園のHPで毎日、発信しています。また、自粛の延長を受け、保育園でも「ちょこっと通信」を発信することになりました。お散歩で見つける草花の紹介、お散歩の目的地の紹介や見どころ、積み木遊びの作品や廃材等を使った制作物の紹介などをしていく予定です。市内の各園でもそれぞれの強味を活かした発信の工夫をしていくことと思いますが、感染が終息した時には取り組みを集約して事例集ができるのではないかと考えています。

さらに丁寧に一人一人に向き合った保育を

今後の登園自粛の報告をしてこられた保護者が「保育士さんのありがたみをひしひしと感じています」と話しておられました。一方で、久しぶりに登園してきた子どもが、これまでになかった後追いをする様子も見られます。

日常の保育においても子どもたちの心に寄り添った保育を展開していますが、このような時だからこそ、さらに丁寧に一人一人に向き合っていく必要性を感じています。また、保護者に対しても電話などで連絡が入った時には近況をお伺いし、少しでも保育園を感じていただきたいと思っています。

◆ 「社会福祉施設における衛生管理について（平成9年3月31日付け社援施第65号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長・社会・援護局施設人材課長・老人保健福祉局老人福祉計画課長・児童家庭局企画課長連名通知）」等に関するQ&Aについて（厚生労働省）

令和2年4月27日、厚生労働省は標記事務連絡を各都道府県・指定都市・中核市民生主管部局宛に発出しました。

本事務連絡は、通知「社会福祉施設における衛生管理について」の「大量調理施設衛生管理マニュアル」が適用されない社会福祉施設についても、可能な限りマニュアルに基づく衛生管理を求められていることから、次のQ&Aが示されています。

問1 衛生管理通知では、「マニュアルは同一メニューを1回300食以上又は1日750食以上提供する調理施設に適用するものであるが、社会福祉施設における食中毒を予防するため、適用されない社会福祉施設についても、可能な限り本マニュアルに基づく衛生管理に努められるよう管下の社会福祉施設に対して周知願いたい」とされているが、新型コロナウイルス感染症対策の影響で生鮮食品を当日に仕入れる体制の確保が難しい場合は、どのような対応が考えられるか。

○ 原材料の納入について

社会福祉施設における給食の原材料の納入に関しては、衛生管理通知で引用するマニュアルⅡ1(5)において、「缶詰、乾物、調味料等常温保存可能なものを除き、食肉類、魚介類、野菜類等の生鮮食品については1回で使い切る量を調理当日に仕入れるようにすること」とされている。この点について、新型コロナウイルス感染症対策の影響で生鮮食品を当日に仕入れる体制の確保が難しい場合には、保存や調理に関して引き続きマニュアルに基づく衛生管理に努めるよう留意した上で、当日ではなく前日に仕入れるなど柔軟な対応をとることとして差し支えない。

本文等の内容の詳細は下記ホームページの「51」をご確認ください。

■厚生労働省トップページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 子ども・子育て > 子ども・子育て支援 > 保育関係 > 保育所等における新型コロナウイルス対応関連情報

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09762.html

◆ 「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う社会福祉法人の運営に関する取扱いについて（その 2）」に関する Q&A の送付について（厚生労働省）

令和 2 年 4 月 27 日、厚生労働省は標記事務連絡を各都道府県・指定都市・中核市社会福祉法人担当課宛に発出しました。

本事務連絡は、令和 2 年 4 月 14 日付けで「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う社会福祉法人の運営に関する取扱いについて（その 2）」が示されていますが、その内容についての考え方について示したものです。

問 1 4 月 14 日付け事務連絡の対象は、同日時点で緊急事態宣言の対象であった千葉県、埼玉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県、福岡県の 7 都府県以外の 40 道府県も含むと考えてよいか。

（答）

お見込みのとおり。4 月 14 日時点における緊急事態宣言下の都道府県に限らず、現に新型コロナウイルス感染症の全国的かつ急速なまん延の抑制を図る観点から業務に支障が生じている全国全ての社会福祉法人が対象となるものである。全国全ての所轄庁において、事務連絡を踏まえ、柔軟に対応されたい。

問 2 4 月 16 日付けで緊急事態宣言の対象地域が全国に拡大されたことに伴い、当該事務連絡の取扱いに変更はあるのか。

（答）

4 月 14 日付け事務連絡は、そもそも全国を対象にしたものであるため、変更はない。

問 3 4 月 14 日付け事務連絡では、「現にやむを得ずこれらの作業に支障が生じている場合」とあるが、「支障」の要件は何か。また、事務連絡を適用するにあたっては、所轄庁から事前に了承を得ておく必要があるのか。

（答）

1 当該事務連絡における「支障」については、新型コロナウイルス感染症の全国的かつ急速なまん延の抑制を図る観点から当該法人において執った措置であればよく、個別具体的な要件を設定しているものではない。

例えば、法人内での感染防止のため職員の出勤抑制を行ったことによる決算書類作成の遅延、外出自粛要請を受けての監事監査の延期等が考えられる。

2 また、当該事務連絡の適用にあたっては、上記の「当該法人において執った措置」について、所轄庁への事前協議等の手続きを必須としているものではない。

本文等の内容の詳細は下記ホームページの「2020年4月27日掲載」の一番下のPDFファイルをご確認ください。

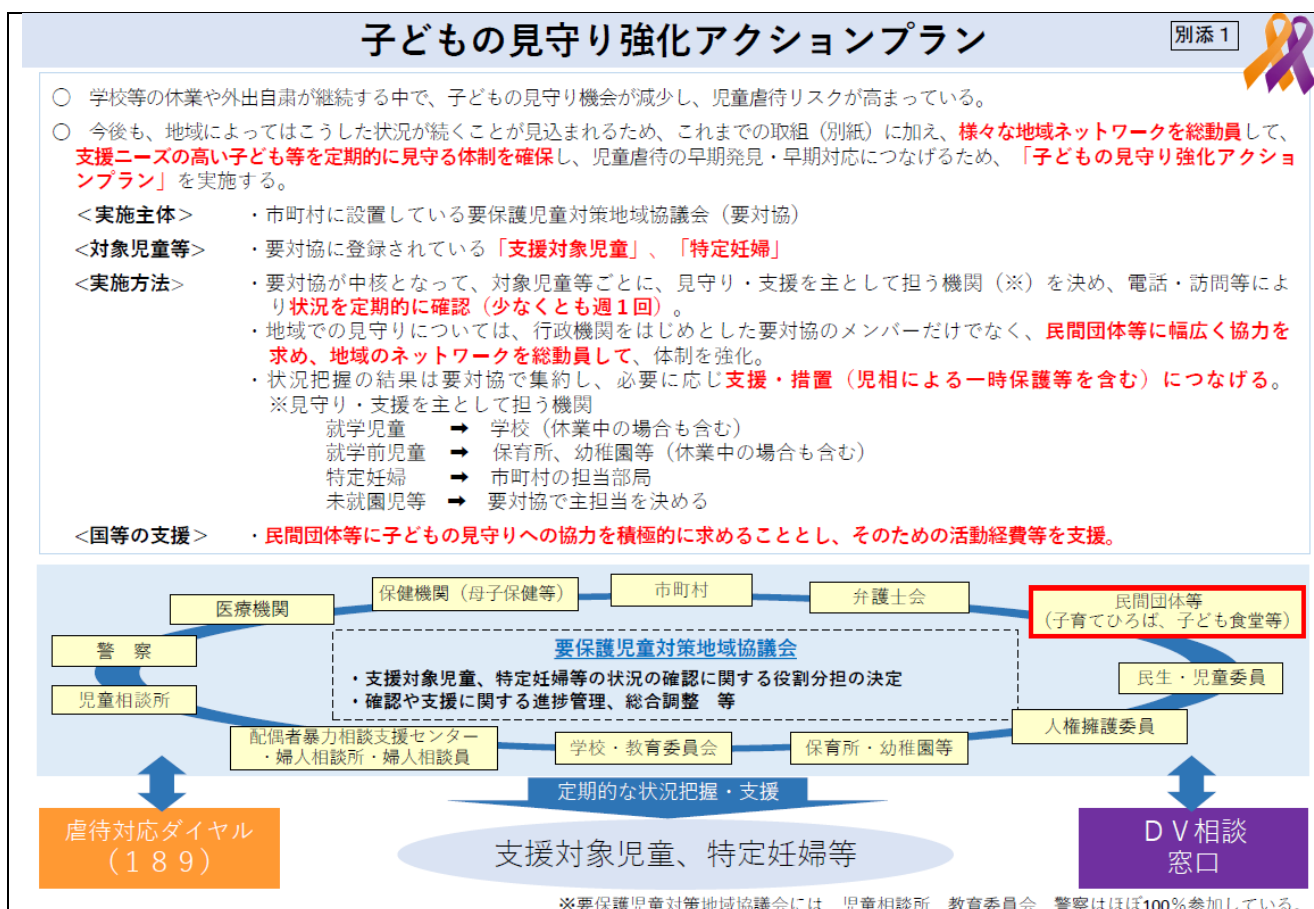
■厚生労働省トップページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 健康 > 感染症情報 > 新型コロナウイルス感染症について > 社会福祉・雇用・労働に関する情報一覧（新型コロナウイルス感染症）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00110.html

◆ 「子どもの見守り強化アクションプラン」の実施について（厚生労働省）

令和2年4月27日、厚生労働省は標記通知を各都道府県知事・指定都市市長・児童相談所設置市市長宛に発出しました。

本通知は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による学校休業や外出自粛等により、虐待の発見や対応が難しくなっていることが懸念されていることを踏まえ、「子どもの見守り強化アクションプラン」を実施することを周知するものです。



新型コロナウイルス感染症拡大防止のための学校休業や外出自粛等を踏まえた児童虐待防止対策の推進

別紙

- 児童虐待防止対策については、「児童虐待防止対策の抜本的強化について」（平成31年3月関係閣僚会議決定）等を踏まえ、令和2年度予算で関係予算の拡充を図るとともに、自治体等と連携し、施策や体制の強化に取り組んでいる。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大の防止のため、学校休業や外出自粛等が行われている中、子どもの生活環境が変化し、児童虐待が増えることが懸念されるため、関係府省庁、自治体、関係機関・団体等の連携の下、以下の取組をさらに推進。

1. 様々なチャンネルを通じた子どもの実態把握と支援

□ 要対協等を通じた支援対象児童等の状況の把握

- 自治体において支援対象児童等の状況の変化の把握と支援（必要な場合は躊躇ない一時保護の実施）

□ 学校等との連携を通じた子どもの情報の共有

- 登校日における面会、ICTの活用、定期的な子どもの状況把握
- スクールカウンセラーの支援等による心のケア等

□ 市町村の母子保健事業と連携、子育て支援事業等の活用

- 市町村の母子保健事業において、環境変化によるリスクに留意
- 子育て短期支援事業、特定妊婦等への子育て支援訪問事業（育児用品等の配布）等の活用

3. 児童虐待防止施策とDV施策の連携強化等

□ 児童相談所等と配偶者暴力相談支援センター等の連携強化

- 新たなDV相談窓口と婦相、児相、市町村等の連携
- 婦人相談所に関係機関との連絡調整を行うコーディネーターの配置を促進

□ 児童相談所と警察との連携の推進

- 児相への警察OBの配置や要対協への警察の参画の促進、合同研修等

2. 児童虐待通報・相談窓口の周知

□ 児童相談所虐待対応ダイヤル（189）等の相談窓口の周知

- 昨年12月から189の通話料を無料化
- 厚労省HPに「生活環境等でストレスを抱えている方」のサイトを新設（相談窓口、子どもとの関わりポイント等を掲載、Twitter、フェイスブックでも周知）
- 「24時間子供SOSダイヤル」等の周知・連携協力
- 民間の各種相談窓口の周知と連携

□ SNSによる相談窓口の設置

- 自治体に令和2年度予算も活用し、SNSによる相談窓口（子ども本人の相談にも対応）の設置の検討を要請

4. 体罰等によらない子育ての推進

□ 体罰禁止を含む改正法の施行と周知啓発

- 令和2年4月の児童虐待防止法等改正法の施行も踏まえ、体罰等によらない子育て（子どもの権利を含む）について、様々な媒体を通じて、民間団体等と連携のもと、周知啓発

□ 民間団体が実施する相談支援等との連携

- 民間団体が実施している子育ての不安・悩みに関する電話やメールによる相談支援等との連携

本文等の内容の詳細は下記ホームページの「2020年4月27日掲載」の一番上のPDFファイルをご確認ください。

- 厚生労働省トップページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 健康 > 感染症情報 > 新型コロナウイルス感染症について > 社会福祉・雇用・労働に関する情報一覧（新型コロナウイルス感染症）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00110.html